

金融円滑化にかかる基本的方針、
体制の概要および実施状況

鳥取中央農業協同組合

令和元年5月15日

金融円滑化にかかる基本的方針、体制の概要および実施状況

令和元年5月15日

鳥取中央農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取組んでおります。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下「金融円滑化法」という。）は終了しましたが、引き続き当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

1 金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本的方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客様の経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当組合の金融円滑化管理に対する体制

(注) 方針の全文については、平成22年2月1日に公表しております。

2 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では金融円滑化にかかる措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、金融円滑化管理態勢の整備にかかる企画・推進および管理に関する重要な事項について組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 常務理事（信用事業担当）を「金融円滑化管理責任者」、金融部を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 金融円滑化管理担当者は、それぞれ各1名以上、各支所等の職位者の中からの任命とし、金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (4) 金融円滑化にかかる取引の実施状況について、各支所等では記録を作成し、当該記録を作成日から5年間保存することとしております。

3 金融円滑化にかかる措置に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客様からの金融円滑化に係る相談窓口を、金融部に設置しているほか各支所においても承っております。
- (2) お客様からの金融円滑化に係る苦情については、金融部で受け付け、当組合所定の「苦情等対応要領」により取扱うものとしております。その必要に応じて金融円滑化管理責任者および金融円滑化管理担当者と連携して適切な対応を行うものとしております。

別紙《金融円滑化対応にかかる全体の管理体制図》

4 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置にかかる中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 金融円滑化責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客様の経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客様への支援について真摯に取り組みます。
- (2) 農業者のお客様に関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等行う等、お客様への支援について真摯に取り組みます。
- (3) また、経営相談、経営改善・再生のための支援向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

5 貸付条件の変更等の実施状況

貸付条件変更等の申込みを受けた貸付債権の実施状況

(債務者が中小企業者である場合)

(金額単位：百万円)

| | 平成30年3月末 | | 平成31年3月末 | |
|------------------------|----------|----|----------|----|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権 | 14 | 82 | 14 | 82 |
| うち、実行に係る貸付債権 | 14 | 82 | 14 | 82 |
| うち、謝絶に係る貸付債権 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、審査中の貸付債権 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、取下げに係る貸付債権 | 0 | 0 | 0 | 0 |

貸付条件変更等の申込みを受けた貸付債権の実施状況

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(金額単位：百万円)

| | 平成30年3月末 | | 平成31年3月末 | |
|------------------------|----------|-----|----------|-----|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権 | 20 | 124 | 20 | 124 |
| うち、実行に係る貸付債権 | 18 | 108 | 18 | 108 |
| うち、謝絶に係る貸付債権 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、審査中の貸付債権 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、取下げに係る貸付債権 | 2 | 16 | 2 | 16 |